

全般的な注意事項

- 1、 本件はあくまでも解答上のレクニカルや注意点を提示するものであり、内容自体は解答者の知識量などにより異なるため、たとえ同じ方法を使用しても、異なる結果となることが十分ありうる。
- 2、 いかなる問題であっても、必ず問題を読む上で回答すること、読み飛ばしや勘違いを避けてほしい。
- 3、 教科書の原文通りに書くのは非常に難しいと考えられるが、最低限そのキーワード（特に動詞）には、同じ言葉を使うのは好ましい。

回答の順番

STEP1 問題を読む上で、そのタイプを確認すること。

（比較型問題）

例1：資本主義論と企業主体論について述べなさい

ポイント：××論と××論、とくに双方は対立ないし排他的な理論である場合、その比較を求められていることが明らかである、この場合、たとえ問題文の中に比較の概念は出てこないとしても、比較であることを確認してほしい

例2：親会社説について述べなさい

（知識吐き出し）

ポイント：キーワードを単独的であって、なおかつヒントなどが存在しない場合、難問と考えてください（その場合、できるだけロジカルな内容を述べてほしい）

例3：資産の定義はいかなる変化するのかについて、会計学の視点から述べなさい

（知識吐き出し + 演繹的説明方）

ポイント：そのような問題では、解答者の知識は連続的につながっているか否かについて考慮する問題である、しかしながら、例3のようなヒントのない問題では、大学院入試レベルの問題としては酷でも考えられるため、ここは変化、推移などの言葉だけ注意すること。

例4：帰納的アプローチの問題点を述べなさい

（問題指摘）

（ポイント：会計士試験などには一番流行っている問題もあるが、大学院入試の場合、先生ごとにその制度に対する見解は必ずしも現行とは一致しないため、過去でも出題実績がほとんどないため、軽く説明すれば良い）

STEP2 問題のヒントを必ず把握すること

(通常は字数が増えるほど、その問題の範囲は絞っていく、そのため、問題のヒントは必ず把握する必要がある)

例1 資本主理論と企業主体論について、**費用の範囲**について述べなさい

資本主理論と企業主体論自体では、大学院レベルであれば、少なくともその補助金の相違、内部者外部者の相違、ちなみにその費用の相違が知る必要がある。

先のように、理論の相違を問われる場合、どちらを書くのは不明であるが、本文の場合、すでに範囲を費用に絞るため、その補助金の相違を書いても論ずれになることが注意する。

例2：親会社説について述べなさい、また、親会社説にはいま**我が国の制度会計でどのような位置をづけられているか**

その全体像を説明するのはかなり字数が多い、なおかつ、本文のように、通常その説明してほしい部分をヒントとして与えている。

例3：資産の定義はいかなる変化するのかについて、会計学の視点から述べなさい、なお、この場合、**概念フレームワークに関する考え方を必ず触れること。**

(知識吐き出し + 演繹的説明方)

どんな視点を中心に説明するのは、ヒントを探すことが出来る。

STEP3：回答を書く。

以上の例から、それぞれの問題のモデルを書くこと。

(比較型問題)

例1：資本主理論と企業主体論について述べなさい

資本主理論とは株式会社は株主に帰属する考え方であって、その理論に基づくと、債権者は会社外部の者、株主は会社内部の者となっている。よって、本理論では、税引後の当期純利益はすべて株主にとって分配可能なものとなり、支払利息などを支払った場合は費用化するが、配当金を支払う時は資本取引として、費用化することはしない。一方、国庫補助金を受けた場合、利益計上することとなる。

一方、企業主理論では、株式会社は債権者にも株主にも帰属しないと考える理論であって、

の理論に基づくと、債権者も株主も会社外部の者となる。理論では、税引後の当期純利益まで止まらず、その株主に分配した後の留保金まで計算される。そのため、支払利息などを支払った場合は費用化するだけでなく、配当金を支払う時も費用と会計処理する。一方、国庫補助金を受けた場合、あたかも払込資本のように、資本取引として処理する。

(比較問題ではできるだけ対称となるように書くこと。そのような問題は単なる吐き出しども言えるためできるだけ知っている内容を多く書いてほしい。)

例2 親会社説について述べなさい、また、親会社説にはいま我が国の制度会計でどのような位置をづけられているか

親会社説では、子会社は親会社の投資の延長線ないし附属的なものと考えられ、連結財務諸表には親会社の株主のために作成されたものと考えられる。そのため、親会社説では、親会社株主のみ、企業内部の者であって、非支配株主は企業外部の者である。そのため、純利益および非支配株主持分の表示、追加取得や一部売却、また未実現利益の会計処理上、経済的単一説とは大きく異なる場合がある。

(この問題は、半分の点数はここにあるとも言える、なぜなら、第一段落の大前提がないと、その後にないようが意味不明となっている、赤から緑色になるのは、その理由の理由、根拠の根拠であるため、必ずその書き方をなれてほしい)

純利益および非支配株主持分の表示上、純利益は親会社に帰属するものだけが、企業集団に対する利益であるため、非支配株主に帰属する利益を控除して純利益を算定する。なお、**非支配株主は企業外部の者であるから**、非支配株主持分の表示上、負債ないし純資産のうち、株主資本外に表示すること。

((上記にも書いているように、その緑の文章がないと、非常に書きにくく、かつ説得力のないものとなるから)

追加取得や一部売却（支配を喪失しない場合）、**非支配株主は企業外部の者である**親会社説では、**その外部との取引であるため**収益や費用を認識することとなる。

未実現利益の会計処理、**非支配株主は企業外部の者であるため**、親会社株主の持分に関するものは未実現であるが、非支配株主に対する持分はすでに実現したと考えられるため、親会社は買い手でも売り手でも部分消去・親会社全額負担となっている。

(学説に従う説明であれば、どんなに字数がないでもその学説の前提を必ず書く、そうでないと、その後の文章は説得力が失う。)

なお、従来我が国では基本的に親会社説を採用しているが、国際的調和などの観点から、一部の経済単一説の会計処理も採用している現行制度ではハイブリッド構造となり、どちらかの説を採用しているのは言えない。

(かなり知識の量が必要な問題で、本問以外でも実はかなり説明できる点があるが、ここは省略する、要するにはロジカルな内容を書くこと)

例3：資産の定義はいかなる変化するのかについて、会計学の視点から述べなさい、なお、この場合、概念フレームワークに関する考え方を必ず触れること。

概念フレームワークでは、その資産を過去の事象や取引により、報告主体が支配している経済的資源を言う。そのため、概念フレームワークでいう資産では、その経済的便益（将来のキャッシュ）を獲得できるものであって、企業は支配しているのは必ずしもその所有権のことではなく、その経済的便益をうけることができる状態のことを言う。（まずヒントの部分を書く、ここから遡る）

しかしながら、そのような考え方からでは、従来と相違する部分もあり、大昔の会計では、資産を法的権利ないし、換金性のあるものだけ資産を定義している。その定義は静態論の観点からの発想とも言える。よって、この方法に従うと、繰延資産の計上は認められない。

（従来考え方からだけでなく、その欠点を必ず書く）

一方、近代会計は貸借対照表が損益計算のズレを収容する場所と定義したことがあって、その資産とは未費用化なものであって、将来の収益と対応して徐々に費用化するものであると考えられる。その方法に従うと、繰延資産の計上が当然認められるが、有価証券等事業投資に投下しない、直接的に金融収益に転換するものや現金および現金同等物に対する解釈が足りないではないかという批判もある。

（従来考え方からだけでなく、その欠点を必ず書く）

よって、現代会計ではようやくサービスポレンシャルの観点から、資産の定義将来の便益の獲得に貢献する観点から定義した。その考え方によれば、繰延資産は財産性がないにもかかわらず、将来の収益に貢献することが考えられたため、損益計算の関連から、貸借対照表能力を付与される。かつ繰延税金資産等にはその解消可能性を検討することにより、近代の未費用化の考え方よりも、その将来の解消可能性を検討するため、企業の富の表示という観点から優れている。

（推移型問題では、非常になりがちなミスとしては、その考え方からそのまま述べること、そうであれば、三分の一の点数しかこない、なぜなら、少なくとも何かしらの欠点があるから、現行に移行したでしょう、その変化を述べるのは、コンフリクトを中心に述べること）

例4：帰納的アポローチの問題点を述べなさい

これまで実務的慣行からまとめて会計基準を作成する帰納的アポローチでは、確かに実務から納得しやすく、かつ従守しやすいというがあるにもかかわらず、これまでのない会

計事象に対応できない、従来の会計処理の問題を解決できない、また各基準の内的整合性が欠くと言うような欠点があるため、現代では、帰納的アプローチよりも、先に大前提の規範を持つものから会計基準を設定する演繹的アプローチを望ましい。

(出題することが考えにくいから、まずそのメリットを軽く書いた上で、批判すること、できればその将来の展望なども書くこと)